

東三河都市計画高度利用地区の変更（田原市決定）

東三河都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
田原中央第1地区	約 1.5ha	40/10 以下	10/10 以上	8/10 以下	150 m ² 以上	
田原中央第2地区	約 0.1ha	20/10 以下	10/10 以上	8/10 以下	150 m ² 以上	

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

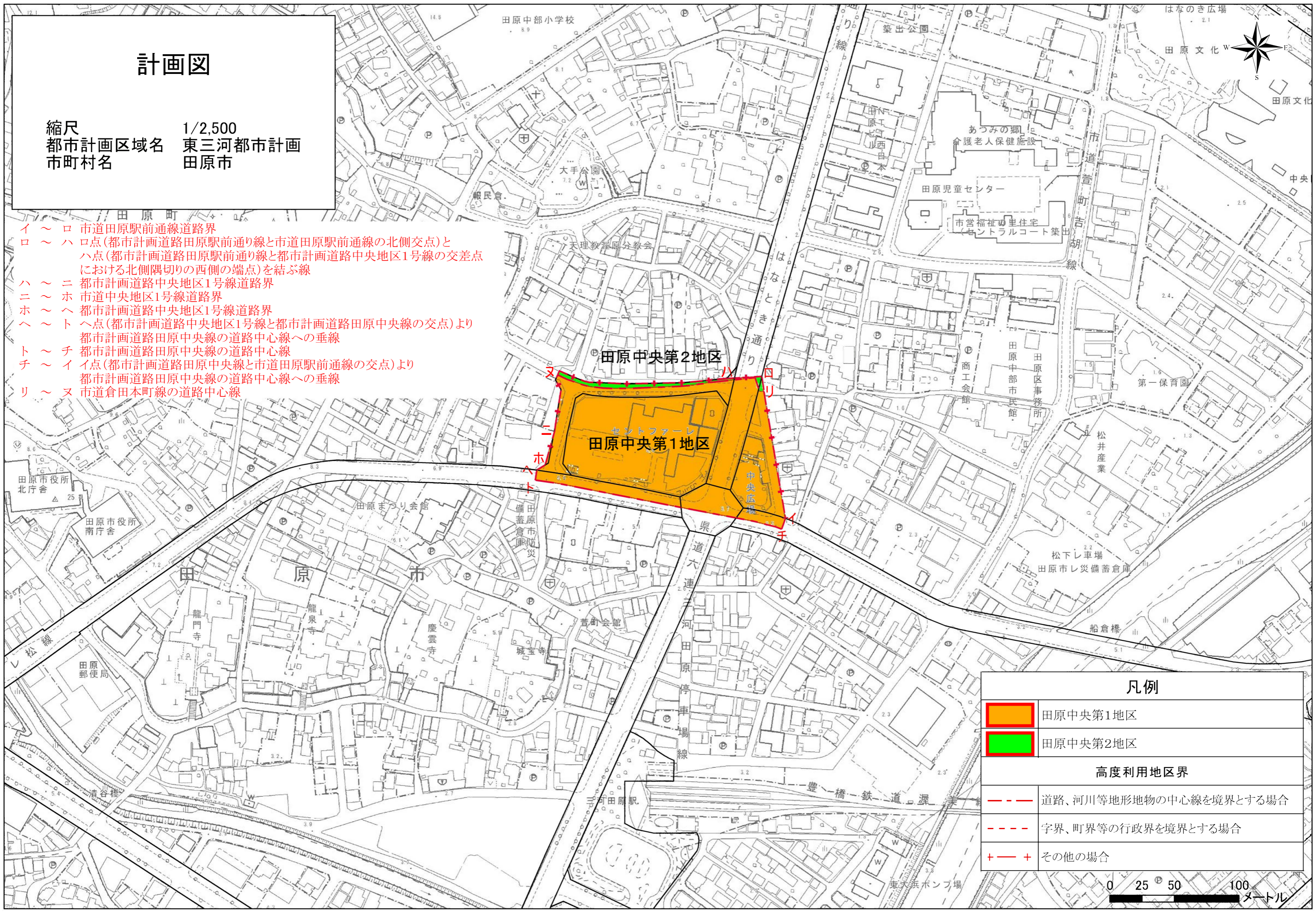
理 由

建築基準法の一部改正に伴い、計画書の一部を変更するものである。

計画図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 東三河都市計画
 市町村名 田原市

- イ ~ ロ 市道田原駅前通線道路界
- ロ ~ ハ 口点(都市計画道路田原駅前通り線と市道田原駅前通線の北側交点)とハ点(都市計画道路田原駅前通り線と都市計画道路中央地区1号線の交差点における北側隅切りの西側の端点)を結ぶ線
- ハ ~ ニ 都市計画道路中央地区1号線道路界
- ニ ~ ホ 市道中央地区1号線道路界
- ホ ~ ヘ 都市計画道路中央地区1号線道路界
- ヘ ~ ト へ点(都市計画道路中央地区1号線と都市計画道路田原中央線の交点)より都市計画道路田原中央線の道路中心線への垂線
- ト ~ チ 都市計画道路田原中央線の道路中心線
- チ ~ イ 点(都市計画道路田原中央線と市道田原駅前通線の交点)より都市計画道路田原中央線の道路中心線への垂線
- リ ~ ヌ 市道倉本町線の道路中心線



凡例	
	田原中央第1地区
	田原中央第2地区
高度利用地区界	
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
+ +	その他の場合

